解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月十八日大分県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

大分県日田市田島二丁目六番一号

日田市土地開発公社

代表清算人　石松　雅彰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月二十二日開催の総会において解散を決議し、鹿児島県知事の承認により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

鹿児島県奄美市名瀬塩浜町三番一〇号

社団法人大島郡歯科医師会

清算人　中村　繁

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

財団法人旦尾健康づくり助成基金

代表清算人　鈴木　庄亮

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月十四日開催の総会の決議により、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

三重県津市一志町波瀬二二三一番地の二

財団法人波瀬文化会館

代表清算人　前川　久勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

滋賀県大津市坂本一丁目三番五〇号

財団法人萬世協会

代表清算人　山﨑　博昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十八日開催の臨時会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

広島県呉市本通二丁目六番三号呉商工会議所ビル六階

社団法人呉クラブ

代表清算人　奥原征一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年九月十二日福山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

広島県福山市新市町大字新市四四七番地の一

新市町佐賀田土地区画整理組合

代表清算人　千葉　計五

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

山口県岩国市今津町一丁目二番二三号

財団法人岩国市施設管理公社

代表清算人　中川　嘉之

配当公告

北海道石狩市花川南七条四丁目三七五番地一

破産者　株式会社石狩地所

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十五年（フ）第六六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二四、九一一、三〇六円

一、配当をすることができる金額

金八、〇四九、一四八円

平成二十六年一月十六日

札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一

K2ビル六階　破産管財人　吉川　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新川五条二丁目四七七番地、最後の住所札幌市北区新川五条二丁目六番三号　被相続人　亡　北林　義美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四　レジディア大通公園二階　黒川・吉田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　悟志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県栗東市御園一〇二八番地、最後の住所秋田県能代市字芝童森九番地五五　被相続人　亡　永山　泰司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

事務所秋田県能代市大町五番二六号池条法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池条　有朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市仁井田字上新田二八五番地二、最後の住所秋田県秋田市御野場二丁目一三番一号　被相続人　亡　湊屋　清孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

秋田県秋田市山王二丁目一番五四号三交ビル三階

相続財産管理人　弁護士　阿部　譲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県天童市大字蔵増五七八番地一、最後の住所山形県天童市大字蔵増五七八番地の一　被相続人　亡　黒沼　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

山形市旅篭町三丁目三番四二号山川ビル三階

相続財産管理人　弁護士　峯田　典明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市日和田町字日和田九三番地、最後の住所福島県郡山市富久山町久保田字乙高九三番地ピースハイツ乙高一〇五号　被相続人　亡　久下谷公秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

福島県郡山市虎丸町一二番二号

相続財産管理人　弁護士　吉田佳世子

第15期決算公告

平成26年1月16日

千葉県白井市中字古名内98番18

株式会社東邦関東ガスセンター

代表取締役社長　神保　直世

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,122
	合計	11,122
負債及び純資産の部	流動負債	4,100
	株主資本	7,022
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,978
	その他利益剰余金	△2,978
	（うち当期純利益）	(696)
	合計	11,122